

土曜保育 就労（勤務・内職）証明書

保護者氏名：

勤務日					勤務時間			
1	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
2	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
3	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
4	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
5	令和	年	月	日	時	分	～	時 分

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日

証明書発行者情報	
事業所所在地	
事業者名	
責任者氏名※1	
事業者電話番号※2	

【事業者の方へ】

「土曜保育 就労（勤務・内職）証明書」の太枠欄にご記入ください。

※1 責任者氏名は、証明書発行責任者が手書き（自著）しない場合は、記名押印してください。

※2 記載内容について、作成者に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。



就労証明書の扱いについて（港区ホームページ）

きりとり

【保護者記入欄】

クラス名：

園児名：

保育時間				
1	時	分～	時	分
2	時	分～	時	分
3	時	分～	時	分
4	時	分～	時	分
5	時	分～	時	分

【保護者の方へ】

保護者記入欄に必要な保育
時間をご記入ください。

土曜保育 就労（勤務・内職）証明書

保護者氏名：

勤務日					勤務時間			
1	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
2	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
3	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
4	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
5	令和	年	月	日	時	分	～	時 分

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日

証明書発行者情報	
事業所所在地	
事業者名	
責任者氏名※1	
事業者電話番号※2	

【事業者の方へ】

「土曜保育 就労（勤務・内職）証明書」の太枠欄にご記入ください。

※1 責任者氏名は、証明書発行責任者が手書き（自著）しない場合は、記名押印してください。

※2 記載内容について、作成者に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。



就労証明書の扱いについて（港区ホームページ）

【保護者記入欄】

クラス名：

園児名：

保育時間				
1	時	分～	時	分
2	時	分～	時	分
3	時	分～	時	分
4	時	分～	時	分
5	時	分～	時	分

【保護者の方へ】

保護者記入欄に必要な保育
時間をご記入ください。

土曜保育 就労（勤務・内職）証明書

保護者氏名：

勤務する時間を
記入してください。

勤務日					勤務時間			
1	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
2	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
3	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
4	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
5	令和	年	月	日	時	分	～	時 分

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日

証明書発行者情報	
事業所所在地	
事業者名	
責任者氏名※1	
事業者電話番号※2	

印刷やゴム印の
場合は押印して
ください。

勤務について問い合
わせた場合に、ご対
応いただける番号を
記入してください

【保護者記入欄】

クラス名：

園児名：

保育時間				
1	時	分	～	時 分
2	時	分	～	時 分
3	時	分	～	時 分
4	時	分	～	時 分
5	時	分	～	時 分

記入日をお書
きください。

【保護者の方へ】

保護者記入欄に必要な保育
時間をご記入ください。

【事業者の方へ】

「土曜保育 就労（勤務・内職）証明書」の太枠欄にご記入ください。
※1 責任者氏名は、証明書発行責任者が手書き（自著）しない場合は、記名押印してください。
※2 記載内容について、作成者に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。



就労証明書の扱いについて（港区ホームページ）

きりとり

土曜保育 就労（勤務・内職）証明書

保護者氏名：

勤務日					勤務時間			
1	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
2	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
3	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
4	令和	年	月	日	時	分	～	時 分
5	令和	年	月	日	時	分	～	時 分

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日

証明書発行者情報	
事業所所在地	
事業者名	
責任者氏名※1	
事業者電話番号※2	

【保護者記入欄】

クラス名：

園児名：

保育時間				
1	時	分	～	時 分
2	時	分	～	時 分
3	時	分	～	時 分
4	時	分	～	時 分
5	時	分	～	時 分

【保護者の方へ】

保護者記入欄に必要な保育
時間をご記入ください。

【事業者の方へ】

「土曜保育 就労（勤務・内職）証明書」の太枠欄にご記入ください。
※1 責任者氏名は、証明書発行責任者が手書き（自著）しない場合は、記名押印してください。
※2 記載内容について、作成者に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。



就労証明書の扱いについて（港区ホームページ）